

- **開所日** 時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
月、水、木、金、土、月 1 回日曜日（不定期）
電話：午前 10 時～午後 6 時 30 分（日曜祝日は 6 時）
（開所時間は、変更になることがあります）



● **休所日**

毎週火曜日、開所以外の日曜日、年末・年始（12/30～1/3）

※不定期に所外活動のため閉館することがあります。

詳しくは予定表をご覧ください。下記ホームページにも掲載しています。

◆ ホームページアドレス

<http://www.harmonichearts.or.jp/shiencenter/>



アクセス：京成大和田駅から徒歩約 5 分・300m
成田方面改札から勝田台方向に進むと石段があります

地域活動支援センター I 型

相談支援事業

指定特定・指定障害児相談支援事業（計画相談）

指定一般相談支援事業（地域相談）

八千代地域生活支援センター



障害をもつ人ももたない人も、
お年寄りも子どもも、
誰もが住み慣れた地域社会で暮らすこと。

そのことを目標に、一人ひとりの生活やニーズに沿った利用や支援をしています。

社会福祉法人 栄寿会

〒276-0045 八千代市大和田 322-18

TEL 047-481-3555 ～ 6 FAX 047-485-3553

相談支援（基本相談）

電話や来所での相談

日常の悩みや不安などについての相談や、サービス資源、福祉制度の利用方法の情報提供などの相談に応じます。



地域活動支援センター

生活支援



創作活動などを通して、生活技術や障害の理解が向上するよう一人ひとりのニーズに応じて支援します。

憩いの場



仲間作りや仕事の合間の休息など、活動場所の一つとして気軽に立ち寄ることができます。

地域交流

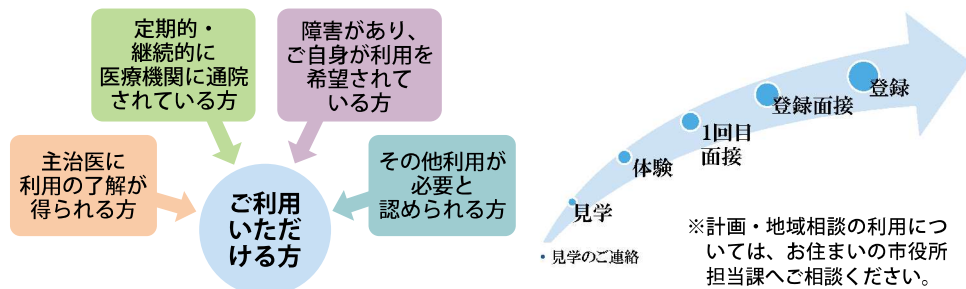


地域のイベントへの参加や地域の方々とともに、プログラムやレクリエーション活動を行っています。

支援センターの利用方法

利用は登録制です。（八千代市、習志野市、鎌ヶ谷市にお住まいの方）
お電話でご予約の上、見学にご来所ください。

お住まいの市によって利用手続きなどが異なります。詳しくは見学時に説明いたします。
登録は無料ですが、プログラムにより材料費等の実費がかかります。



計画相談支援

ヘルパー等の障害福祉サービスを利用するときには、サービス等利用計画書の作成が必要です。

サービス等利用計画書は、利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）です。

ご本人の目標や課題

支援の方針

利用するサービス

サービス等
利用計画書



利用者に寄り添いながら、
相談支援専門員が支援します。

当計画相談支援事業所は、精神障害関係従事者養成研修等を修了した職員を配置しております。

障害福祉サービスの利用手続き

サービスを使いたい？

申請

- ★居住地の市役所に申請
- ★作成依頼書の交付

- お住まいの市役所担当課にご相談ください。
- 利用したいサービスを申請します。
- 障害支援区分の認定を受けます。
- サービス等利用計画書の作成依頼書を交付され、相談支援事業所に申し込みます。



作成・提出

- ★生活状況のアセスメント
- ★サービス等利用計画書の作成・提出

- 利用者と相談支援専門員が一緒に話し合いながら計画案を作成します。
- 相談支援専門員は、生活の様子や将来の希望、障害での困りごとについてうかがいます。
- どのようにサービスを利用したいのかよく話し合い、必要場合は利用者の関わりのある方々からもお話をうかがいます。



支給・契約

- ★サービスの支給決定
- ★各障害福祉サービスの契約

- ★利用開始
- ★モニタリング etc

- 計画案を確認し、担当課へ提出します。
- サービスの支給決定後、障害福祉サービス受給者証が届きます。
- 各サービス提供機関と契約します。



- 利用開始時に、利用者・サービス提供事業所・相談支援専門員が打ち合わせます。
- ご自身で決めた目標に沿って、サービスを利用していきましょう。
- 利用がスムーズにしているか、相談支援専門員が継続して支援します。（モニタリング）